一九　バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二―三の二十九に定める方法	
二〇　ジクロロメタン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二一　四塩化炭素	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	
二二　一・二―ジクロロエタン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二三　一・一―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二四　シス―一・二―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二五　一・一・一―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	
二六　一・一・二―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	
二七　一・三―ジクロロプロペン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二八～三〇　（略）	（略）	
三一　ベンゼン	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法	

一九　バナジウム又はその化合物	日本産業規格K〇一〇二（二〇一六）の七十に定める方法	
二〇　ジクロロメタン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二一　四塩化炭素	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	
二二　一・二―ジクロロエタン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二三　一・一―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二四　シス―一・二―ジクロロエチレン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二五　一・一・一―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	
二六　一・一・二―トリクロロエタン	イ　第一の二に掲げる検液にあっては日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂にあっては別表第二に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法	
二七　一・三―ジクロロプロペン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法	
二八～三〇　（略）	（略）	
三一　ベンゼン	日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・二に定める方法	